令和元年8月28日 告示第147号

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬猫の不妊手術又は去勢手術(以下「不妊・去勢手術」という。)を行った 者に対し、石垣市まちづくり支援基金を活用した予算の範囲内において、石垣市犬猫不妊・ 去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるも のとする。

(令3告示42·一部改正)

(目的)

第2条 補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、 大又は猫の無秩序な繁殖を抑制することで、大又は猫による周囲に対する危害及び迷惑を防 止するとともに、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図ることを目的として交付す るものである。

#### (補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者が営 利を目的として飼育しているものを除く。
  - (1) 市内に住所を有し、かつ、石垣市が備える住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条に基づく診療施設の開設届出をしている動物病院において、次に掲げる犬又は猫の不妊・去勢手術を受けた者
    - ア 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定に基づく登録及び申請日から遡って1年 以内に狂犬病予防注射済票の交付を受けている犬

#### イ 飼い猫

- ウ 市内で保護した飼い主のいない猫
- (3) 前号ウの飼い主のいない猫にあっては、特別な理由があると認められる場合を除き、再 手術等を防止するための耳カット(片方の耳の先端をV字にカットする処置で、カット部 分の長さを1センチメートル程度とし、雄猫にあっては右耳に、雌猫にあっては左耳に行 うものとする。以下同じ。)を行っていること。
- (4) 市税等を滞納していない者

(令3告示42·令3告示92·一部改正)

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、不妊・去勢手術を行った犬又は猫1頭につき手術費用の2分の1かつ上限 を1万円とする。
- 2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付回数は、同一年度において1世帯につき犬と猫を合わせて2頭までとする。

(令3告示42·一部改正)

(補助金の交付申請等)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石垣市犬猫不妊・去勢 手術費補助金交付申請兼請求書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。また、 飼い主のいない猫にあっては、誓約書(様式第2号)及び猫の特徴や耳カットが確認できるカラー写真(L版以上であること。)を併せて提出するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、当該年度の4月1日から3月末までに行われた不妊・去勢手術については、当該年度内に提出しなければならない。

(令3告示42・令3告示92・令6告示124-5・一部改正)

(補助金の交付決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 申請数が予算を上回る場合は、前項の審査において補助金交付可と決定した申請から抽選 とする。

(令3告示42·一部改正)

(補助金交付決定の取り消し及び返還)

- 第7条 市長は、補助金の交付決定等を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付 を受けたものと認めるときは、補助金の交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、補助金の交付決定等を取り消したときは、速やかに石垣市犬猫不妊・去勢手術費 補助金交付決定兼確定取消通知書(様式第4号)を交付対象者へ通知するものとする。
- 3 市長は、交付決定等を取り消す旨の決定をしたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金返還命令書(様式第5号)により、申請者に返還を請求するものとする。

(令3告示42・旧第9条繰上・一部改正)

(遵守事項)

第8条 市内に生息する飼い主のいない猫を責任をもって世話している者が交付を受けた場合

- は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 不妊・去勢手術後の猫については、終生飼養できる者への譲渡に努めるか、責任をもって世話を継続すること。
- (2) 不妊・去勢手術後の猫を生息地に戻して世話を継続する場合は、トイレ、餌の管理及び 周辺環境の美化を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。

(令3告示42・旧第10条繰上)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令3告示42·旧第11条繰上)

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年告示第42号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第92号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年告示第124—5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年告示第35号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

石垣市長 様

(申請者) 〒住 所フリガナ氏 名 印電話番号(携帯)

## 石垣市犬猫不妊·去勢手術費補助金交付申請兼請求書

石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、交付決定後は、決定された補助金を下記の口座に振り込んでいただくよう請求します。なお、この申請に当たり、私の住所、世帯状況等を確認することについて同意します。

記

#### 1補助金申請

補助額(手術費の2分の1 上限1万円)	円
---------------------	---

#### 2手術を行った犬又は猫 ※手術日及び明細が記載されている領収書添付

2 子州を行うた人人は畑 常子州自及い労和が記載されている頃収音が行				
犬・猫の別	大・ 飼い	い猫 ・ 飼い主のいない猫		
種類				
手術終了日	年 月 日	呼び名		
性別	オス・メス	毛色		
※飼い主のいない猫の場合 の生息(保護)場所				
	犬の登録番号(鑑札番	番号) 狂犬病予防集合注射済票番号		
※ 犬の場合	第	号 年度 第 号		

# 3振込先口座(申請者本人の口座)※名義、口座番号のわかるものコピー添付(通帳又はカード)

	ナンく・ン ロ 圧)	か有我、日圧田りのか	かるしひして 所刊 (地域入域の	1 /
金融機関名				
		銀行	支店(支店コード:	)
預金種目		1 普通	2 当座	
口座番号(7ケタ)				
フリガナ				
口座名義				

※ゆうちょ銀行の場合は必ずゆうちょ銀行通帳の口座番号の記載されているページをコピーしてください。

受付番号 一

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

石垣市長 様

(申請者) 〒 住所 氏名 電話番号

誓 約 書

石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金の申請に当たり、飼い主のいない猫が対象となりますので、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次の内容及び不妊・去勢手術の実施に当たって生じた問題については、私が一切の責任を負うとともに、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第8条に規定されている事項を遵守することを誓います。

1. 飼い主がいない猫の詳細

毛色・模様等	
体格 / 特徴	大 ・ 中 ・ 小 /

2. 飼い主がいないことの確認者(原則として2名)

住	所		
氏	名	電話番号	
住	所		
氏	名	電話番号	

- ※1 確認者は、市内に住所を有し、申請者と別世帯に属する者とする。
- ※2 市長が特別な理由があると認めるときは、1名でも可とする。
- 3. 添付資料 不妊・去勢手術後の猫のカラー写真2枚 (顔・全体が写っているもの)

受付番号 一

様式第3号(第6条関係)

 石垣市指令第
 号

 年
 月

 日

石垣市犬猫不妊·去勢手術費補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

様

石垣市長印

石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金要綱の規定により下記のとおり決定及び確定しました ので通知いたします。

記

- 1 決 定 区 分 □ 交付します □交付しません (理由: )
- 2 交 付 額 金 円
- 3 交付条件 (1) 申請者は、申請した内容に変更があった場合は、速やかに市長に報告 しなければならない。
  - (2) 飼い主のいない猫については、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金 交付要綱第8条に規定されている事項を遵守すること。

様式第4号(第7条関係)

 石垣市指令第
 号

 年
 月

 日

石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付決定兼確定取消通知書

様

石垣市長

印

石垣市指令第 号で補助金の交付を決定及び確定した内容について、下記の理由により取り消すこととしましたので、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知いたします。

記

1 理 由

様式第5号(第7条関係)

石垣市指令第 号 年 月 日

# 石垣市犬猫不妊·去勢手術費補助金返還命令書

様

石垣市長 印

石垣市指令第 号により交付した補助金について、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条第3項の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還金額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還理由

## 様式第1号(第5条関係)

(令3告示42・全改、令7告示35・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(令3告示42・全改)

様式第3号(第6条関係)

(令3告示42・全改、令7告示35・一部改正)

様式第4号(第7条関係)

(令3告示42・全改、令7告示35・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

(令3告示42・全改、令7告示35・一部改正)